

仙台塩釜港長公示 第4号

港則法第39条第1項の規定により次のとおり船舶の航泊を禁止したことから、同条第2項の規定により公示する。

令和5年7月6日

仙 台 塩 釜 港 長



第76回塩竈みなと祭海上渡御に伴う航泊の禁止について

第76回塩竈みなと祭に伴う海上行事（海上渡御）のため、下記のとおり船舶の航泊を禁止する。

ただし、当該行事に参加する船舶、警戒業務に従事する船舶、緊急業務に従事する船舶及び港長の許可を受けた船舶を除く。

記

- 1 期間 令和5年7月17日（月）午後零時15分から午後1時55分まで
同 日 午後4時10分から午後4時55分まで
ただし、海上渡御船団が2項目の区域離脱時をもって解除とする。

- 2 区域 （付図に示すとおり）

次の各地点を順次結ぶ線及びヌ点とイ点を結ぶ線に囲まれた海域。

- イ点 地藏島灯台
ロ点 高遠島南西端
ハ点 塩釜第三号灯浮標
ニ点 代ヶ崎北東端
ホ点 代ヶ崎北西端
ヘ点 中ふ頭北東端
ト点 塩竈市魚市場南西端
チ点 塩竈市魚市場南東端
リ点 塩釜漁港東防波堤灯台
ヌ点 塩釜信号所

- 3 その他

航泊禁止期間中、警戒船が配備される。

付図

